

実質化された人・農地プラン（令和5年度見直し）

市町村名	対象地区名／地域名	当初作成年月	直近の更新年月日
青森市	浜館 (浜館・戸山・沢山・駒込・古館・田屋敷)	平成25年1月	令和6年3月27日

1. 対象地区の現状

<p>認定農業者により水稻、野菜などが栽培されている。基盤整備されていない水田が多く、用排水の確保が困難となっており、一部で耕作放棄地がみられる。基盤整備に向けた現状としては、高収益作物の取組が難航しているほか、仮登記農地の所有者の基盤整備に対する関心が低い状況にある。また、後継者がおらず高齢化が進んでおり、地域のリーダーとなる者がいないほか、若手同士のつながりの場が少ない。直売による販路拡大を希望する農業者もみられるが、直売施設は少ない。</p>	
① 地域内の耕地面積	359.0 ha
② アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	181.0 ha
③ 地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	131.4 ha
1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	80.0 ha
2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	34.6 ha
④ 地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	32.6 ha

2. 対象地区の課題

課 題	概 要
① 基盤整備(用排水)に関する課題	用排水路や農道の整備を図るため、高収益作物の担い手の掘り起こしが必要なほか、農地所有者への基盤整備に対する関心を高める必要がある。
② 農産物販売に関する課題	販路拡大のため、直売施設の誘致や導入について検討していく必要がある。
③ 農地の集約化に関する課題	今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも50歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、若い世代の新たな農地の受け手の確保が必要である。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、関係機関との連携し、基盤整備の実施に向けた勉強会や説明会を行い、分散錯圃や耕作放棄地の解消を図っていく。</p>
--

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

<p>規模拡大志向の未認定の農業者に対しては、農業経営改善計画の作成指導等を実施し、認定農業者へ誘導する。既存の認定農業者に対しては、各農業経営改善計画に対する進捗状況を把握し、関係機関と連携しながら目標達成に向けて支援する。また、規模拡大志向農業者への農地集積を進める一方、施設野菜等による高収益農業の取組を推進し、基盤整備事業の実施に向けた合意形成を図るとともに、地域で行う草刈り等の共同作業に関する協定の締結等、集落営農のような地域共同で行う農業経営の仕組み作りを検討する。また、直売施設の誘致を行うなど6次産業化、高付加価値化に取り組んでいく。</p>
--

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数	12 経営体
法人	2 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織